

2021 年 11 月

Contents

1. 【COVID-19・裁判例】Covid-19 の影響に伴うオフィスリース契約の解除に関する裁判例
2. 【条約】外国公文書の認証を不要とする条約の発効(アポストイーユ)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【COVID-19・裁判例】Covid-19 の影響に伴うオフィスリース契約の解除に関する裁判例

最近の *Dathena Science Pte Ltd v JustCo (Singapore) Pte Ltd [2021] SGHC 219* の事件で、シンガポールの高等裁判所は、「Covid-19 パンデミックの広がりを抑制するためにシンガポール政府が講じた措置に起因する最初の事件の一つ」を検討した。本判決は、Covid-19に関連する紛争をどのように検討するかの指針を示しただけでなく、近年発展したコワーキングスペースとその運営者に関する点も取り上げている。

2019 年末頃、Dathena Science は、いくつかのオフィススペースのリースに関して JustCo と協議を始めた。Dathena はサイバーセキュリティ企業であるため、リースの重要なポイントは、オフィスが Dathena の IT に関する要求事項をサポートできること、及び、リース開始前に Dathena が施設に入居してサーバーをセットアップできることであった。JustCo は、そのような要求事項を充足し得ることを確認した。

その後、両当事者はメンバーシップ契約(「本契約」)を締結し、Dathena は 2020 年 5 月 1 日から 2 年間、対象のオフィスをリースすることに合意した。本契約の条件は、JustCo の標準的な条件に基づくものであり、したがって JustCo に非常に有利な条件であった。例えば、本契約上、Dathena の解除権は定められていなかった。他方、JustCo は、割り当てられたオフィススペースを一方的に変更することなど、本契約に基づいて多くの一方的な措置が取れる権利を有していた。

その後、本契約に基づいて、Dathena はリースの初期費用を支払った。しかし、不幸にも Covid-19 パンデミッ

クが発生した。シンガポール政府によるサーキットブレーカー措置(「CB 措置」)により、すべての不要不急のサービスが事実上停止し、Dathena のような企業は在宅勤務を実施することを余儀なくされた。CB 措置は当初、2020 年 5 月に終了する予定であったが、その後 2020 年 6 月まで延長された。

その結果、JustCo は、Dathena に対し、同社が 2020 年 5 月 1 日から入居するための準備が間に合わない
と連絡した。すなわち、Dathena のサーバーに必要な電気設備は、CB 措置のために設置できなかったとのこと
であった。そこで、Dathena は、本契約の契約条件の見直しを求めた。この時、Dathena は 2020 年 5 月 5 日まで
に既存のオフィスからの退去をする予定であり、Dathena は同社の IT サーバーを設置する場所を緊急に探す必
要があった。

JustCo は、上記 Dathena による条件変更の提案を拒絶した。2020 年 5 月 29 日、Dathena は JustCo に対
し、書面にて、Dathena が 2020 年 5 月 1 日に対象オフィスに入居できなかったことから、本契約は終了又は契
約目的の達成不能になった(frustrated)と主張した。JustCo は Dathena の主張を否定し、本契約は依然として
有効であると反論した。また、JustCo は元の賃借物件に代えて、代替施設を提案できる権利が本契約上定めら
れていることを踏まえ、Dathena に対し、いくつかの代替施設を提案したが、提案された代替施設のいずれもが
Dathena の上記要件を満たすものではなかった。

本件は裁判所によって審理され、裁判所は以下の点を検討した：

- (a) Dathena は本契約を解除する権利を有していたか、及び、本件の契約解除権の行使は正当であったか。
- (b) 本契約の条件は、Unfair Contract Terms Act(「UCTA」)の規定に違反していたか。
- (c) Dathena による解除後、同社が JustCo の代替施設を検討したことにより、Dathena は自らが行った解除
を撤回したか。
- (d) 本契約は CB 措置によって契約目的の達成不能(frustrated)となったか。

第1の点につき、裁判所は、本契約上、Dathena は解除権を有しており、また、本件の事情の下では当該解除
権の行使は正当であったと判示した。特に、裁判所は、JustCo が Dathena の IT についての具体的な要求事項
を明確に認識していたと判断した。さらに、本契約には Dathena の解除権を定めた規定が存在しなかったが、
Dathena はコモンローに基づいて解除することができると判示した。また、仮に本契約の完全合意条項が Dathena
の解除権を除外する趣旨であったとしても、そのような完全合意条項は UCTA の要件を満たす必要があった。

第2の点につき、裁判所は、本契約のいくつかの条項につき、UCTA の合理性の要件を満たしていないため、
法的強制力がないと判断した。すなわち、UCTA は、除外条項(exclusion clause)は、合理性のテストに合格しな
い限り、強制力を有しないと規定しているところ、ここにいう「合理性」とは、「契約締結時に当事者が知っていた、
または検討していた、又は合理的な見地から知っていたか検討していたと思われる状況を考慮して、含まれるこ
とが公正かつ合理的であること」(*fair and reasonable one to be included having regard to the circumstances
which were, or ought reasonably to have been, known to or in the contemplation of the parties when the
contract was made*)と定義されている。

実際に裁判所は、問題となった条項に対して、「著しく不公平で不利益な(条項である)」(*grossly unfair and
disadvantageous*)、という厳しい言葉を投げかけた。強制力がないと判断された条項には以下が含まれる：

- (a) JustCo が賃借対象物件を別のものに一方的に交換できる権利
- (b) 本契約が終了した場合であっても、Dathena がメンバーシップフィーを全額支払う義務を負うこと
- (c) Dathena による JustCo に対する補償条項
- (d) JustCo が「(賃借対象物件の)いかなる使用の妨害、中断または停止 (interruption, disruption or cessation)」について責任を負わない旨を定めた責任排除条項

第 3 の点につき、裁判所は、いったん本契約が有効に解除された後、その解除を撤回して代替のオフィススペースを受け入れるかどうかは、全て Dathena の裁量によるとされ、証拠から認められる事実として、解除が撤回されなかったと判断している。

第 4 の点につき、裁判所は、本契約は、実際に契約目的が達成不能となった (frustrated) と判断した。裁判所は、当時の両当事者の行動 (特に、JustCo が Dathena に代替施設への同意を求めようとしたこと) から、JustCo を含む両当事者は CB 措置により、当初の契約義務の履行が不可能であることを認識していたことは明らかであるとの見解を示した。代替施設は規模が異なり、また、他のテナントともスペースが共有されるものであったため (つまり、Dathena の使用は排他的ではなかった) ため、仮に代替施設を対象とする契約が成立する場合、本契約とは「根本的に異なる契約 (*fundamentally different contract[s]*)」になるものであると判断された。したがって、本契約につき、契約目的が達成不能 (frustrated) となったため、Dathena は本契約の解除に加え、Frustrated Contracts Act に基づく特定救済が認められた。特に、同法 2 条 2 項に基づき、契約目的の不達成までに支払った金員の返還が認められることになった。

他方、JustCo は、Dathena に対し、リース契約の当初の契約期間分の Membership Fee 全額 (約 240 万シンガポールドル) の支払を求める反訴を提起した。しかし、当該反訴については、JustCo が代わりのテナントから一定額の Membership Fee の支払を受けたことを受け、本件訴訟の過程において、JustCo 自身によって約 159 万シンガポールドルの請求に縮減された。さらに、かかる縮減された反訴について、裁判所は、JustCo がコモンロー上求められる損害軽減のための合理的な対応を行うことを怠ったとして、当該反訴を棄却した。

この判決は控訴される可能性もあるが、いくつかの興味深い見解を示している。

- (a) 裁判所は、特定の条項が UCTA により強制できない理由を詳しく説明しなかった。もっとも、一般的には、極端に一方的な条項は裁判所によって厳しく精査されることが予想される。本判決において明確に述べられていないが、Covid-19 のような介入的な事情 (すなわち、契約における定義上、一方の当事者の責によるべきではない事情) が発生した場合において、当事者の一方だけにすべての責任を負わせようとする試みは、裁判所に認められることは困難であると考えられる。
- (b) そのため、本判決で法的強制力がないと判断された一方的な条項に関し、そのような条項を含む標準形式の契約書を頻繁に使用する企業としては、今後、かかる条項の使用の是非を慎重に検討する必要があるものと考えられる。しかし、UCTA の合理性テストは事実に基づくものであることを念頭に置くことが重要である。すなわち、このような条項は常に法的強制力がないということを意味するものではなく、当該契約条項の合理性は、契約の他の条項や両当事者の関係等に基づき評価されなければならないと考えられる。

弁護士	<u>土門 駿介</u>
弁護士	<u>Leon Ryan</u>

2. 【条約】外国公文書の認証を不要とする条約の発効(アポスティューユ)

1. はじめに

2021 年 9 月 16 日、シンガポールにおいてアポスティューユ法¹(Apostille Act 2020、「本法」)が施行され、外国公文書の認証を不要とする条約²(Hague Convention of 5 October 1961 Abolishing the Requirement of Legalisation for Foreign Public Documents、「本条約」)がシンガポールにおいて正式に発効された。

本条約は、加盟国間で、ある国(「発行国」)で作成された公文書(public documents、「公文書」)を、他の外国(「受領国」)で使用する際に、簡素化されたワンステップ手続によって容易に証明できるようにした国際条約である。日本をはじめ、欧米諸国、インド、中国、ブラジル、オーストラリア³などが本条約に加盟しているが、シンガポールは 2021 年 1 月 18 日に本条約に新たに加盟した。

2. 「公文書」とは

本条約の効力を検討する前に、まず「公文書」とは何かを理解する必要がある。本条約は、以下の種類の文書についてをアポスティューユの対象とすることを規定しており⁴、これらの文書が「公文書」とみなされると規定している。

- (a) 国の裁判所又は法廷に関係する公官庁又は役所が発行した書類(検察官、裁判所書記官又は手続代行者の発行した書類を含む)
- (b) 行政文書(administrative documents)
- (c) 公証人が作成する文書又は証明書(notarial acts)⁵
- (d) 文書の登録又は特定の日に存在していたという事実を記録する公式の証明書、及び署名の公証など、個人の資格によって署名された文書に付される公式の証明書

シンガポールにおける公文書の例として、裁判所の判決、シンガポール会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority)が発行した会社登記(Business Profile)、国民登録番号カード(National Registration Identity Cards)、結婚・死亡証明書、及び公証人が公証した文書などが挙げられる。原則として個人の資格で作成された文書(例えば私人間で締結した契約書)は、アポスティューユの対象にはできない⁶。

また、本条約は、外交官又は領事官によって作成された文書及び商業上又は税関上の活動を直接取り扱う

¹ <https://sso.agc.gov.sg/Act/AA2020>

² <https://assets.hcch.net/docs/b12ad529-5f75-411b-b523-8eebe86613c0.pdf>

³ <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=41>

⁴ 本条約第 1 条

⁵ notarial acts とは、公証人が作成する文書または証明書であり、法律上の義務を定めたり、事実又は言ったこと、行ったこと若しくは合意したことを正式に記録又は証明したりするものをいう。公証人の署名と印章によって認証された場合、notarial acts は上記(c)に該当する公文書となる。notarial acts という用語が公証人によって作成された文書や証明書を指すのではなく、国内法の下で公証人が行うことを認められている機能(たとえば、確認書を取ることや宣誓を行うことなど)を指す法域では、機能の遂行を証明する文書は、上記(c)の notarial acts ではなく(d)に該当するものとされる。

⁶ 例外については 5 を参照されたい。

行政文書は、本条約の対象から除外されることを明示的に定めている。

3. アポスティークによらない伝統的な文書の認証手続き

国境を越えたビジネスや法的な取引においては、ある国で作成された文書を別の国で使用する必要がある場面がよくあるが、そのためには一連の認証手続(legalisation)を経なければならない。これらの認証手続を完了すれば、当該文書が真正であることの証拠となり、外国において当該文書を受領した者が、その発行国の当局に対して文書の真正性を個別に確認することなく、当該文書に依拠することができることとなる。

上記の認証手続きには通常、発行国及び受領国の領事館又は大使館による認証が必要とされる。したがって、これは事実上、当該書類が外国で使用される前に、少なくとも 2 回の認証手続きを経なければならないことを意味し、1 つの文書について複数の当局の署名を得ることに伴う負担と費用に加えて、国境を越えた取引や問題において重大な遅延を引き起こす可能性がある。

たとえば、日本が発行した商業登記事項証明書などの公文書をシンガポールで使用する場合には、(i)日本の外務省から公印確認を取得したうえで、(ii)在日シンガポール大使館で領事認証を取得する必要がある。逆に、シンガポールが発行した公文書を日本で使用する場合には、(i)シンガポール法曹協会(Singapore Academy of Law)の認証を受けたうえで⁷、(ii)在シンガポール日本大使館で領事認証を取得する必要がある。

4. 本条約の効力

上記のとおり、外国で公文書を使用するためには、発行国と受領国の双方で認証手続きを取ることが原則として必要とされるが、本条約により、このような 2 段階の認証手続きに換えて、当該文書の発行国の当局が証明書(「アポスティーク」)を発行するというワンステップ手続きにより有効に認証手続きを完了できることになる⁸。受領国は、本条約の他の締約国が発行し、アポスティークの証明が付された公文書を本条約に基づいて認証された文書として受諾する義務を負う。

本法は、公文書をアポスティークの手続きにより認証することを義務付けるものではなく、むしろ、当事者に、伝統的な 2 段階の認証手続きによるのか、それとも新しいアポスティークの手続きによるのかを、その必要性に応じて選べるよう新たな選択肢を与えるものである。たとえば、アポスティークの対象外とされる文書や内容については、従前どおり 2 段階の認証手続きを経ることが必要となる。

この点に関して、アポスティークの効果というのは、証明の対象となる公的文書の作成者(署名した者)の署名及び資格が真正であること(つまり作成名義人が作成したものであること)のみを証明する限定的なものであって、当該文書の内容の真実性又は正確性を証明するものではなく、かつ、当該文書が発行国の国内法に従って作成されたものであることを証明するものでもないことに留意する必要がある。

さらに、本条約の締約国は、自国の国内法に基づいて本条約を発効する場合に、本条約の適用対象とする文

⁷ シンガポールでは、外国で使用される文書の認証は、外務省ではなくシンガポール法曹協会によって行われている。Singapore Academy of Law Act (Chapter 294A) of Singapore 4(1)(kb)

⁸ 本法第 9 条、本条約第 5 条(2)。

書の種類を制限することを選択することができる。したがって、特定の文書が発行国でアポスティーユによる証明を受け、その後受領国において適法に認められるかどうかは、当該文書が公文書として認められるかどうかについて、発行国及び受領国のそれぞれの国内法を確認しなければならない。たとえば、当該文書が受領国では公文書とされるが、発行国では公文書として認められていない場合、発行国では本条約に基づき当該文書にアポスティーユを付す権限を有していないことになり、アポスティーユによる認証を選択することはできない、又は適切でない可能性がある。

5. 条約の例外及び回避策

証明したい文書が公文書でない場合や国内法が本条約の適用対象としていない文書である場合には、当該文書の認証は、上記 3 の従前の手続によることになる。

ただし、当該文書が公的文書でないことを理由として本条約の適用対象とされていない場合であっても、発行国及び受領国の双方がそれぞれの国内法に基づいて本条約を発効していることを前提とすれば、アポスティーユによる認証が可能である場合がある。たとえば、個人の資格で個人が締結する私的な契約書は、本条約の意味における公文書ではないため、本条約に従ってアポスティーユによる証明をすることはできないが、発行国及び受領国の国内法は、権限ある者（たとえば公証人）が証明書を発行し署名し、その証明書を当該文書に添付することにより当該文書の真正性⁹を証明することができる旨を定めることができる¹⁰。

この公的な証明書は、本条約が規定する上記 2 の(d)「文書の登録又は特定の日に存在していたという事実を記録する公式の証明書、及び署名の公証など、個人の資格によって署名された文書に付される公式の証明書」として公文書に該当し、アポスティーユの対象とすることが可能である(本条約第 1 条(2)(d)。)¹¹。これは、本条約の適用を公文書以外の文書にも間接的に拡大するものであり、本条約(及び本法)の意味における本来の公文書には該当しない文書についても、国外での利用を可能とするものである。ただし、この場合にアポスティーユの対象となるのは、個人が締結した契約書自体ではなく、公的な証明書である。

6. おわりに

シンガポールの本条約への加盟により、加盟国間で公文書を利用するための煩雑な認証手続きが不要となり、代わりに合理化された簡単な手続きによることがきでるようになったことから、国際的な取引や司法支援等を促進する効果が期待される。他方で、アポスティーユにより対応可能なケースなのか、それとも従前の認証手続きによるべきかは、本条約や本法の適用についてケースバイケースで判断する必要があるので留意が必要である。

弁護士	長田 真理子
弁護士	Sherman Ng

⁹ たとえば、私的な契約書が特定の日に存在していたという事実が証明される。

¹⁰ たとえば、シンガポールの公証人公法(Notaries Public Act (Chapter 208))の Rule 8 (<https://sso.agc.gov.sg/SL/NPA1959-R1?DocDate=19990101#pr8->)。

¹¹ 関連するものとして本法第 6 条(a)(i)(C)及び(D)(外国公文書)並びに第 14 条(a)(i)(C)及び(D)(シンガポール公文書)。

-
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP) は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。
 - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 長田 真理子 (mariko.nagata@amt-law.com)
弁護士 レオン ライアン (leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 デイビッド オン (david.ong@amt-law.com)
弁護士 アデリア オン (adalia.ong@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。